

## 最低制限価格設定基準の改正について

最低制限価格設定基準については、石巻地方広域水道企業団建設工事競争入札参加心得に規定しており、令和8年5月1日付けの「入札制度の見直しに伴う掲載情報の更新について」において、その一部改正をお知らせしたところです。当企業団の建設工事及び建設工事を伴う業務の入札に伴い最低制限価格を設ける場合の設定基準は以下のとおり改正していますので、ご確認をお願いします。

### 1 改正後の最低制限価格設定基準

#### 最低制限価格の設定基準

##### 1 建設工事

$$\begin{aligned} & A \text{ (最低制限価格)} \\ & = (\text{直接工事費} \times 0.97 \text{ (解体工事にあつては} 0.75 \text{)}) + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & \quad + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68 \\ & \text{(ただし、} \text{予定価格} \times 9.2/10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 7.5/10 \text{)} \end{aligned}$$

※注 上記計算式による最低制限価格は、消費税及び地方消費税の額を含まない価格である。

##### 2 建設工事を伴う業務

建設工事に伴う業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

###### ①測量業務に係る契約について

$$\begin{aligned} & A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4} \\ & \text{(ただし、} \text{予定価格} \times 8.2/10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6/10 \text{)} \end{aligned}$$

###### ②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約について

$$\begin{aligned} & A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4} \\ & \text{(ただし、} \text{予定価格} \times 8.1/10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6/10 \text{)} \end{aligned}$$

###### ③地質調査業務に係る契約について

$$\begin{aligned} & A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4} \\ & \text{(ただし、} \text{予定価格} \times 8.5/10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 2/3 \text{)} \end{aligned}$$

※業種区分及び  $\boxed{1}$   $\boxed{2}$   $\boxed{3}$   $\boxed{4}$  については、下記表を参照

業種区分	$\boxed{1}$	$\boxed{2}$	$\boxed{3}$	$\boxed{4}$
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の5を 乗じて得た額	—
建築関係の	直接人件費の	特別経費の額	技術料等経費	諸経費の額に

建設コンサル タント業 務	額		の額に10分 の6を乗じて 得た額	10分の6を 乗じて得た額
土木関係の 建設コンサル タント業 務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に10分 の9を乗じて得 た額	一般管理費等 の額に10分 の5を乗じて 得た額
地質調査業 務	直接調査費の 額	間接調査費の 額に10分 の9を乗じて得 た額	解析等調査業 務費の額に1 0分の8を乗 じて得た額	諸経費の額に 10分の5を 乗じて得た額
補償関係コ ンサルタン ト業務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に10分 の9を乗じて得 た額	一般管理費等 の額に10分 の5を乗じて 得た額

- ※ 今回の改正箇所を青色マーカーで示しています。
- ※ 特別の事由がある場合は、この限りではありません。
- ※ 建設工事を伴う業務において複数の業種区分を含む場合は、業種区分ごとに計算し、合算した価格を最低制限価格とします。

## 2 適用月日

令和8年5月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事及び建設工事を伴う業務から適用します。

【参考】改正前

最低制限価格の設定基準

1 建設工事

$$A \text{ (最低制限価格)} \\ = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \\ (\text{ただし、予定価格} \times 9.2 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10)$$

※注 上記計算式による最低制限価格は、消費税及び地方消費税の額を含まない価格である。

2 建設工事を伴う業務

建設工事に伴う業務は、業種区分した中で、次のとおり設定する。

①測量業務に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

(ただし、 $\text{予定価格} \times 8.2 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6 / 10$ )

②建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

(ただし、 $\text{予定価格} \times 8 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 6 / 10$ )

③地質調査業務に係る契約について

$$A \text{ (最低制限価格)} = \boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3} + \boxed{4}$$

(ただし、 $\text{予定価格} \times 8.5 / 10 \geq A \geq \text{予定価格} \times 2 / 3$ )

※業種区分及び  $\boxed{1}$   $\boxed{2}$   $\boxed{3}$   $\boxed{4}$  については、下記表を参照

業種区分	$\boxed{1}$	$\boxed{2}$	$\boxed{3}$	$\boxed{4}$
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の4.8 を乗じて得た額	—
建築関係の 建設コンサル タント業務	直接人件費の 額	特別経費の額	技術料等経費 の額に10分 の6を乗じて 得た額	諸経費の額に 10分の6を 乗じて得た額
土木関係の 建設コンサル タント業務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に10分の 9を乗じて得 た額	一般管理費等の 額に10分の 4.8を乗じて 得た額

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額